

神戸市児童生徒表彰 要綱

(趣旨・目的)

第1条 この要綱は、神戸市の教育の振興に貢献し、その功績が特に顕著と認められる者（団体を含む）の表彰について必要な事項を定める。

(表彰の範囲)

第2条 教育委員会の所管に係る学校の児童生徒であって、次の各号のいずれかに該当する者で、教育委員会において適当と認めるものは、これを表彰する。

- (1) 作品コンクール・研究発表等教育関係の大会等で優秀な成績をあげた者
- (2) スポーツ・文化芸術に関する大会で優秀な成績をあげた者
- (3) 前各号に定めるもののほか、表彰に値すると認める業績のあった者

(表彰方法)

第3条 教育委員会が、表彰状を授与することにより行う。

(被表彰者の選考方法)

第4条 被表彰者は、校園長が推薦する者の中から、教育委員会が選考し、決定する。

(表彰の時期)

第5条 表彰の時期は、大会等終了後のできるだけ早い時期とする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和6年1月22日から施行する。